

「(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業」に関する実施方針を変更したので公表する。

平成 17 年 11 月 10 日

大阪府知事 齊藤 房江
箕面市長 藤沢 純一

(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業

実施方針

平成17年11月10日変更

大 阪 府

箕 面 市

目次

. 特定事業の選定に関する事項	1
1. 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 公共施設等の管理者の名称	1
(3) 事業目的	1
(4) 事業の範囲	1
(5) 事業方式	2
(6) PFI事業者の収入	2
(7) 事業期間	2
(8) 事業スケジュール(予定)	3
(9) 事業期間終了時の措置	3
(10) 事業に必要と想定される根拠法令等	3
2. 特定事業の選定方法等に関する事項	4
(1) 選定方法	4
(2) 選定基準・手順	4
(3) 選定結果の公表方法	4
. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1. 民間事業者の募集及び選定方法	5
2. 選定の手順及びスケジュール	5
3. 入札手続等	5
(1) 実施方針の公表、説明会	5
(2) 実施方針に関する質問等の受付、質問回答公表	6
(3) 実施方針の変更	7
(4) 要求水準書(案)の公表、質問受付、回答公表	7
(5) 特定事業の選定	7
(6) 入札公告、入札説明書等の公表	7
(7) 入札説明書等に関する質問受付、回答公表	7
(8) 参加表明書、資格確認申請書の受付	7
(9) 資格審査結果の通知	7
(10) VE提案の受付	7
(11) 入札、提案書の受付	8
(12) 落札者の決定	8
(13) 基本協定の締結	8
(14) 事業契約等の締結	8
4. 入札に参加する者等に必要な要件	9
(1) 入札に参加する者の構成等	9
(2) 入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業に共通の資格要件	9
(3) 建設業務に携わる者に必要な資格	11
(4) 維持管理業務に携わる者に必要な資格	11
(5) 参加資格要件の確認	12
(6) 特別目的会社の設立等	12
5. 提案の審査及び事業者の選定に関する事項	12

(1) 審査に関する基本的な考え方	12
(2) 審査の内容	12
(3) 審査手順に関する事項	12
(4) 事業者の決定	13
(5) 審査結果及び評価の公表方法	13
(6) 落札者を決定しない場合	13
(7) 提出書類の取扱い	13
. PFI事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1. 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	14
(1) 責任分担の考え方	14
(2) 予想されるリスクと責任分担	14
2. 提供されるサービス水準	14
3. PFI事業者の責任の履行に関する事項	14
4. 府による事業の実施状況のモニタリング	14
(1) モニタリングの実施	14
(2) モニタリングの費用の負担	14
(3) PFI事業者に対する支払額の減額等	14
. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1. 施設の立地条件	15
2. 公共施設等の概要	15
3. 土地に関する事項	15
. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	16
. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	16
1. PFI事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	16
2. 大阪府又は箕面市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	16
3. いずれの責めにも帰さない事由により、事業の継続が困難となった場合	16
4. 金融機関(融資団)と大阪府及び箕面市との協議	16
. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	17
1. 国庫補助金	17
2. 法制上及び税制上の措置に関する事項	17
3. 財政上及び金融上の支援に関する事項	17
4. その他の支援に関する事項	17
. その他特定事業の実施に関し必要な事項	18
1. 議会の議決	18
2. 情報公開及び情報提供	18
3. 本事業において使用する言語等	18
4. 入札に伴う費用負担	18
5. 実施方針等に関する問い合わせ先	18
本実施方針における用語の定義	19

資料1 リスク分担表

資料2 事業予定地

様式1 実施方針説明会 参加申込書

様式2 実施方針に関する質問・意見書

・特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

大阪府知事 齊藤 房江
箕面市長 藤沢 純一

(3) 事業目的

大阪府は、箕面北部丘陵地区において、特定土地区画整理事業により、周辺の豊かな自然を活かし、世代を超えてだれもが生き生きと暮らせる長寿社会に対応したニュータウン(計画戸数 2,900 戸)を建設する「水と緑の健康都市建設事業」を進めている。現在、第1期エリアにおいて、都市基盤、地区センター、里山等の整備、維持管理、運営及び保留地処分支援業務を対象としたPFI事業(水と緑の健康都市第1期整備等事業)を実施しており、平成19年度の整備完了に向けて、手続きを進めている。

一方、箕面市は、止々呂美地区での新しいまちの開発に伴う児童・生徒数の増加に対応して、水と緑の健康都市内に、小中一貫校としての新設小中学校(止々呂美地区と水と緑の健康都市を併せた校区)を計画している。

水と緑の健康都市は、「緑」を1つのキーワードとして、「3つの共生 = 多世代共生都市・環境共生都市・地域共生都市」をその開発コンセプトとしているが、新設小中学校は既存の止々呂美地区と新しいまちの保護者や住民が集う、地域コミュニティの場としての役割が期待されている。

また、現在の止々呂美小学校・中学校は、同一校舎内にあり、これまでも運動会、文化祭等の学校行事や、総合学習、体験授業などにおいて、小中連携の取り組みが展開されてきたが、これらの止々呂美の良さを継承・発展させ、小中学校が同じ教育観のもとで、児童・生徒を継続して指導することにより教育効果を一層高め、より連続性のある教育活動や児童・生徒指導を可能にすることが、小中一貫校整備のねらいである。

小中一貫校の整備に当たっては、特定土地区画整理事業の施行者である大阪府が、いわゆる「立替施行」により、箕面市に代わって当該施設整備を行うことを、大阪府・箕面市間で合意している。

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号 最終改正平成17年法律第95号)に基づくPFI事業として、大阪府が実施主体となる施設整備業務、箕面市が実施主体となる維持管理業務を一体的に民間事業者に委ねることで、財政負担の軽減と公共サービスの質的向上を図ることを目的とする。

(4) 事業の範囲

本事業の範囲は次に掲げるとおりである。なお、これらは現時点における想定であり、具体的な業務の範囲や各業務の詳細は要求水準書(案)において示す。

施設整備業務

- a VE (Value Engineering) 提案に伴う設計変更業務
- b 建設業務
- c 工事監理業務

PFI事業者は、VE提案に伴う設計変更業務および工事監理業務を、実施設計を担当した設計者に委託することとする。

設計者：株式会社地域計画建築研究所

維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務
- c 清掃及び外構等維持管理業務
- d 安全管理業務

建築物、建築設備等に係る修繕・更新、大規模修繕業務については、箕面市が別途行うこととし、本事業の業務範囲には含まない。

(5) 事業方式

PFI事業者が本施設を整備した後に、大阪府に所有権を移転し、事業期間中における維持管理業務を行う方式(BTO方式)とする。

(6) PFI事業者の収入

PFI事業者の収入は、次のものからなる。

施設整備に係る費用

大阪府は、PFI事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設整備に係る費用について、所有権移転後、事業期間終了時までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により、PFI事業者に対して支払う。

なお、本施設の建設に係る国庫補助金が箕面市に交付される場合は、国庫補助の対象となる本施設に係る建設費に相当する金額を、大阪府を経由して、PFI事業者に一括して支払う予定である。

維持管理に係る費用

箕面市は、本施設の維持管理等に係る費用について、所有権移転後、事業期間終了時までの間、事業契約書に定める額をPFI事業者を支払う。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から、平成40年3月31日までとする。

(8)事業スケジュール(予定)

事業契約締結	平成 18 年 10 月
VE 提案に伴う設計変更及び建設	平成 18 年 10 月～平成 20 年 1 月
本施設の引渡し及び所有権の移転	平成 20 年 1 月末
本施設の供用開始	平成 20 年 4 月
維持管理期間	平成 20 年 4 月～平成 40 年 3 月

(9)事業期間終了時の措置

PFI事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、本施設を要求水準書に示す良好な状態に保持していなければならない。

(10) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業の実施に当たっては、関連する法律等(施行令、施行規則、通達・告示等を含む)を遵守すること。

- 学校教育法
- 建築基準法
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- 下水道法
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 消防法
- 振動規制法
- 水道法
- 水質汚濁防止法
- 騒音規制法
- 大気汚染防止法
- 地方自治法
- 都市計画法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- エネルギーの使用の合理化に関する法律
- 学校保健法
- 宅地造成等規制法

- 大阪府建築基準法施行条例
- 大阪府景観条例
- 大阪府福祉のまちづくり条例
- 大阪府安全なまちづくり条例
- 大阪府自然環境保全条例

- 箕面市まちづくり推進条例
- 箕面市都市景観条例
- 箕面市建築基準法施行条例

- 箕面市水道事業給水条例
- 箕面市下水道条例

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)・同標準詳細図
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)・同標準図
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)・同標準図
- 官庁施設の総合耐震計画基準
- 建築工事監理指針
- 電気設備工事監理指針
- 機械設備工事監理指針
- 小学校設置基準
- 小学校施設整備指針
- 中学校設置基準
- 中学校施設整備指針
- 学校環境衛生の基準

* その他本事業を行うに当たり必要とされる関係法令、条例及び指針等を含む。

2. 特定事業の選定方法等に関する事項

(1)選定方法

大阪府及び箕面市は、本事業をPFI事業として実施することにより、従来型の手法により事業を実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた箕面市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2)選定基準・手順

本事業を特定事業として選定するかどうかは、PFI事業として実施することにより、施設建設及び維持管理が効率的かつ効果的に実施できるかを次の事項により評価し、判断することとする。

PFI事業として実施することの定性的な評価

民間事業者に移転されるリスクの検討

コスト算出による定量的な評価

(3)選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を、評価の内容とあわせ、大阪府及び箕面市のホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載、その他適切な方法により公表する。

なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合においても同様に公表する。

ホームページアドレス 大阪府：<http://www.pref.osaka.jp/minoh/index.html>

箕面市：<http://www2.city.minoh.osaka.jp/EDUPOLICY/home.html>

民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札(地方自治法施行令第16条の10の2)とする予定であり、その旨は大阪府公報及び箕面市広報紙に登載し公告する。

なお、本事業はWTO政府調達協定の対象となり、入札手続は「大阪府の物品等又は特定役務の調達手続きの特例に関する規則」(平成7年12月27日大阪府規則第77号)に基づいて実施する。

2. 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の選定にあたっては、次の手順で行うことを予定している。

日程(予定)	内容
平成17年8月	実施方針の公表
平成17年8月	実施方針説明会の実施
平成17年9月	実施方針に関する質問等の受付
平成17年9月	実施方針に関する質問、回答公表
平成17年11月	要求水準書(案)の公表
平成17年11月	要求水準書(案)に関する質問受付
平成17年12月	要求水準書(案)に関する質問、回答公表
平成18年1月	特定事業の選定、公表
平成18年1月	入札公告、入札説明書等の公表
平成18年1月	入札説明書等の説明会の実施
平成18年1月	入札説明書等に関する質問受付
平成18年2月	入札説明書等に関する質問、回答公表
平成18年2月	参加表明書、資格確認申請書の受付
平成18年3月	資格審査結果の通知
平成18年3月	VE提案の受付
平成18年4月	VE審査結果の通知
平成18年5月	入札、提案書の受付
平成18年6月	落札者の決定
平成18年6月	基本協定の締結
平成18年8月	仮契約の締結
平成18年10月	事業契約に係る議会の議決

3. 入札手続等

(1) 実施方針の公表、説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、実施方針に関する説明会を開催し、事業内容、募集及び選定に関する事項、支援措置に関する事項等についての考え方を説明する。

説明会についての詳細は以下のとおりである。

説明会

1) 日時および開催場所

開催日時 平成17年8月30日(火) 午後1時30分から

開催場所 大阪府箕面整備事務所

2) 参加申込方法

説明会への参加希望者は、実施方針説明会参加申込書(様式1)に必要な事項を記入し、平成17年8月26日(金)までに、大阪府箕面整備事務所宛電子メールにて申込を行うこと。参加人数は1社につき2名までとするが、会場の都合により、さらに人数を制限し、若しくは説明会を2回に分けて実施する場合がある。

電子メールアドレス: minojimusho@sbox.pref.osaka.lg.jp

3) 留意事項

駐車場がないため、公共交通機関を利用すること。

説明会当日は実施方針を配布しないため、ホームページからダウンロードして持参すること。

説明会当日は質問等を受け付けない。

(2)実施方針に関する質問等の受付、質問回答公表

実施方針(添付資料を含む。)に記載の内容に関して、次の要領により質問、意見及び具体的な提案を受け付ける。

受付方法

原則として、電子メールの方法によることとするが、持参、郵送の方法によることも可とする。ただし、電話その他の方法での受付は行わない。

受付期限

平成17年8月29日(月)～平成17年9月9日(金)午後5時まで

なお、持参の場合の受付は、上記期間の土曜、日曜、祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時30分から5時までとし、郵送の場合は、上記期間内に大阪府へ到着したものに限る。

提出書類の作成方法

「実施方針に関する質問・意見書」は様式2を利用して作成すること。

なお、作成はMicrosoft Excel(Windows版)により、持参又は郵送の場合は、作成したファイルをフロッピーディスクに保存して提出するものとし、電子メールの場合は、当該ファイルを添付して送信すること。

提出先

〒562-0001 大阪府箕面市箕面2-12-28

大阪府箕面整備事務所(地図はホームページ参照)

電子メールアドレス: minojimusho@sbox.pref.osaka.lg.jp

回答の公表

質問等に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると府が認めるものを除き、平成17年9月30日(金)までに、ホームページへの掲載により公表する。

なお、質問等に対して訪問、電話などでの個別・直接の回答は行わない。

ヒアリング

民間事業者から提出のあった意見、提案等のうち、大阪府及び箕面市が必要と判断したものについては、直接ヒアリングを実施することを予定している。

(3)実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見等を受けて、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容をホームページへの掲載、その他適切な方法により公表する。

(4)要求水準書(案)の公表、質問受付、回答公表

大阪府及び箕面市が要求する各種業務に関するサービス水準を示した要求水準書(案)をホームページへの掲載により公表し、質問受付、回答公表を行う。具体的な日程、方法は、要求水準書(案)公表時に提示する。

(5)特定事業の選定

実施方針、要求水準書(案)等に対する意見等を受けて、本事業がPFI法に基づく事業として実施すべきか否かを評価し、実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、評価の内容とあわせてホームページへの掲載、その他適切な方法により公表する。

(6)入札公告、入札説明書等の公表

実施方針、要求水準書(案)等に対する意見等を受けて、入札説明書及び附属資料(要求水準書、落札者決定基準、事業契約書(案)など)を、ホームページへの掲載、その他適切な方法により公表する。

なお、箕面市は、債務負担行為の設定に関する議案を、平成17年12月箕面市議会に提出予定である。

(7)入札説明書等に関する質問受付、回答公表

入札説明書等に記載された内容について、質問受付、回答公表を行う。具体的な日程、方法は、入札説明書において提示する。

(8)参加表明書、資格確認申請書の受付

入札参加者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、参加表明書の提出方法・時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書にて提示する。

(9)資格審査結果の通知

資格審査結果を入札参加者に通知する。

(10)VE提案の受付

資格審査通過者から、VE提案要領に従ったVE提案書の提出を求める。VE提案書受付

後、VE提案審査を行い、提出者に採用結果を通知する。提案書の提出方法・時期の詳細等については、入札説明書により提示する。

(11) 入札、提案書の受付

入札説明書に基づき、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書の提出を求める。

審査に当たっては必要に応じて、提案内容に関するプレゼンテーションの実施を予定している。提案書の提出方法、時期及び必要な書類の詳細等については、入札説明書にて提示する。

(12) 落札者の決定

提案書等の審査により、落札者を決定し、その結果をホームページ等で公表する。

(13) 基本協定の締結

PFI事業者との事業契約締結に先立って、事業に係る基本協定を落札者と締結する。

(14) 事業契約等の締結

PFI事業者と契約内容の明確化のための協議を行い、仮契約を締結する。仮契約は、大阪府議会及び箕面市議会の議決がなされたときに本契約としての効力を生じるものである。

4. 入札に参加する者等に必要要件

(1) 入札に参加する者の構成等

この入札に参加することができる者(以下「入札参加者」という。)は、施設の建設、維持管理その他本事業に関連する業務に携わることがを予定する単体企業(以下「入札参加企業」という。)又は複数の企業で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)とする。

入札参加グループにおいては、入札参加グループを構成する企業(以下「構成員」という。)の中から代表企業を定めるとともに、入札参加資格確認書類の提出時に代表企業名を明記し、当該代表企業が入札参加手続きを行うこととする。

入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、落札後に、商法(明治32年法律第48号)に定める株式会社としてSPCを設立するとともに、当該SPCに出資を行うものとする。

入札参加者は、入札参加資格審査申請書において、入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業(入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、PFI事業者から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。)が、本事業を実施する上で果たす役割について明らかにすること。

入札参加資格確認後においては、入札参加グループの構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、やむを得ないと府が認めた場合であって、新たに入札参加グループの構成員又は協力企業となる者について、本入札に参加する者に必要な資格を満たしていることが確認できたときは、代表企業以外の入札参加グループの構成員又は協力企業の変更を認めるものとする。

(2) 入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業に共通の資格要件

次の1)～7)のいずれにも該当しない者であること。

- 1) 成年被後見人
- 2) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- 3) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- 4) 民法第16条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- 5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- 6) 破産者で復権を得ない者
- 7) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

大阪府建設工事等指名停止要綱、大阪府請負契約業務競争入札参加資格指名停止審査要綱及び箕面市競争入札参加者指名停止要綱による指名停止措置を受けていない者であること。

会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下

「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

商法第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に指定する暴力団員が経営していない者、又は事実上経営に参加していない者であること。

最近2事業年度の法人税(個人にあっては、所得税)、消費税、地方消費税を完納していること。

大阪府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

大阪府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近2事業年度の事業税(所得金額が事業主控除額以下の個人にあっては、都道府県民税)を完納していること。

本事業に係るアドバイザー業務又は基本設計及び実施設計業務に関与した者(下記の者)又はその者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

- a 株式会社 日建設計
- b 株式会社 UFI総合研究所
- c 弁護士法人 御堂筋法律事務所
- d 株式会社 地域計画建築研究所
- e 株式会社 シーラカンサンドアソシエイツ

(注)「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

「(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業PFI事業者選定審査委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

不法行為等による逮捕、書類送検又は起訴、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)違反による勧告又は告発等、入札参加者又は協力企業としてふさわしくない処分等の措置を受けている者でないこと。

大阪府又は箕面市から損害賠償請求を受けていない者であること。ただし、入札参加資格確認書類の提出期限日までに損害賠償金を納付した場合は、この限りでない。

他の入札参加企業又は入札参加グループの構成員若しくは協力企業でない者であること。

(3)建設業務に携わる者に必要な資格

建設業務に携わる入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業(以下「建設企業」という。)は、次の要件を満たしていること。

建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち本事業において担当する建設工事の種類について、同法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。

建築一式工事を担当する建設企業は次の1)から4)までの要件を満たしていること。ただし、2)から4)については、複数の建設企業で業務を分担する場合は、そのうちの1者が要件を満たしていること。

- 1) 入札参加資格確認書類の提出期限日までに、建築一式工事について、平成17年度大阪府建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格の認定を受けていること。
- 2) 建築一式工事について、入札の日から起算して1年7ヶ月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が1,200点以上の者であること。
- 3) 平成7年4月1日から入札公告までの期間に完了した延床面積5,000㎡以上の学校施設の実績(元請負人として受注し、かつ、1の契約によりなされたものに限る。)を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績である場合にあっては、当該共同企業体の経営形態は共同施工方式によるものであり、かつ、当該実績を有する者の出資比率が20%以上であるものとする。
- 4) 次のaからcまでの要件を満たす監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)を専任で配置することができること。
 - a 一級建築施工管理技士(建設業法第27条第1項の技術検定に合格した一級建築施工管理技士をいう。以下同じ。)若しくは一級建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2号に規定する一級建築士をいう。以下同じ。)の資格を有する者又は建設業法第15条第2号八の規定による認定を受けた者
 - b 3)に掲げる学校施設の建築一式工事の経験を有する者
 - c 建設業法第27条の18第1項の監理技術者資格者証(建築工事業に係るものに限る。)を有する者

(4)維持管理業務に携わる者に必要な資格

維持管理業務に携わる入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業は、次の要件を満たしていること。

本事業における担当業務を行うに当たって、必要な資格(許可、登録、認定等)を有すること。

本事業における担当業務と同種の業務について、公共施設における2年以上の実務経験を有すること。

少なくとも1者は、「平成16年度～平成19年度箕面市入札参加有資格者名簿(物品)」に登録されている者であること。なお、その登録をされていない者で、この入札に参加する者は、次により資格審査を申請することができる。

- 1) 資格審査に関する問い合わせ先及び申請場所

〒562-0003 大阪府箕面市西小路 4-6-1
箕面市総務部契約検査課(TEL(072)724-6714 直通)

2) 申請期限

平成 18 年 1 月 20 日(金)

(5)参加資格要件の確認

参加資格要件の確認基準日は、入札参加資格確認書類提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。

また、落札者決定の日から仮契約が議会の議決により本契約となる日までに落札者となった入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くこととなった場合は、大阪府及び箕面市は仮契約を締結せず又は仮契約の解除を行うことがある。これについては、大阪府及び箕面市は、一切の責めを負わない。ただし、大阪府及び箕面市がやむを得ないと認めた場合は、大阪府及び箕面市の承認を条件として、入札参加グループの構成員(ただし、代表企業を除く)及び協力企業の変更・追加ができるものとする。

(6)特別目的会社の設立等

落札者は、仮契約締結までに、本事業を実施するSPCを、商法に定める株式会社として設立し、入札参加企業又は入札参加グループの構成員はSPCへ出資するものとする。

入札参加企業又は入札参加グループの構成員である株主が、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、入札参加グループ以外の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

全ての出資者は事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、府の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

5. 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1)審査に関する基本的な考え方

提案の審査は、学識経験者等で構成する「(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業PFI事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という)があらかじめ設定した落札者決定基準に基づいて行い、優秀提案を選定する。その後、大阪府及び箕面市は審査委員会により提示された審査結果をもとに落札者を決定する。

(2)審査の内容

審査委員会においては、入札価格のほか、事業計画、施設整備計画、維持管理計画等の提案内容について、総合的に審査を行う予定であり、具体的な落札者決定基準については入札説明書と併せて公表する。

(3)審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行う。

資格審査

- 入札参加者の備えるべき参加資格要件審査

提案審査

- 入札価格
- 事業計画、施設整備計画、維持管理計画等の総合的な提案内容

(4)事業者の決定

大阪府及び箕面市は審査結果をもとに落札者を決定し、当該落札者が設立したSPCをPFI事業者とし、事業契約を締結する。

(5)審査結果及び評価の公表方法

審査の結果及び評価は、ホームページなどを通じて公表する。

(6)落札者を決定しない場合

民間事業者の募集、評価及び落札者の選定において、最終的に入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者の提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(7)提出書類の取扱い

著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表及びその他大阪府及び箕面市が必要と認めるときは、大阪府及び箕面市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本事業の公表以外には使用せず、希望がある場合には落札者決定後返却する。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

・PFI事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的に公共サービスの提供を目指すものであり、PFI事業者が担当する業務については、PFI事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則としてPFI事業者が負うものとする。ただし、大阪府及び箕面市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大阪府及び箕面市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

大阪府及び箕面市とPFI事業者の責任分担は、原則として資料1のリスク分担表によることとし、具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえて、入札説明書の公表時において明らかにする。

2. 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書(案)として提示する。

3. PFI事業者の責任の履行に関する事項

PFI事業者は、事業契約書(案)に基づき作成された事業契約書により、責任をもって履行することとする。

なお、事業契約締結にあたっては、建設工事の履行を確保するために、契約保証金の納付等により事業契約の保証を行う。

4. 府による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

大阪府及び箕面市は、PFI事業者が事業契約書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定された要求水準及び提案書においてPFI事業者が提案した水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況に応じて定期的に、及び必要に応じて随時、モニタリングを実施する。モニタリングの実施方法等については、入札説明書等において公表する。

(2) モニタリングの費用の負担

大阪府及び箕面市が実施するモニタリングにかかる費用のうち、大阪府及び箕面市に生じる費用については、大阪府及び箕面市が負担するものとする。

(3) PFI事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書で定められた要求水準が満たされていない場合は、支払額の減額、改善勧告又は契約解除の対象となる。

なお、減額等の考え方については、入札説明書等において提示する。

公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 施設の立地条件

施設の立地条件は次のとおりである。

項目		内容
事業予定地		大阪府箕面市上止々呂美、下止々呂美
敷地面積		約 32,500 m ² (幼稚園保育所予定地約 2,000 m ² を含む)
隣接道路		止々呂美東西線 (建築基準法第 42 条 1 項 4 号の 2 ヶ年指定を予定)
都市計画条件	用途地域	第 1 種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	その他	水と緑の健康都市特定土地区画整理区域内、水と緑の健康都市地区計画区域、第 3 種高度地区 (暫定)、宅地造成工事規制区域内

2. 公共施設等の概要

施設概要及び施設規模は概ね次のとおりである。

	施設概要	施設規模
校舎棟	鉄筋コンクリート造 2 階建 普通教室 13 クラス、特別教室、管理室	約 6,500 m ²
アリーナ棟	鉄筋コンクリート造 2 階建	約 1,500 m ²
プール棟	鉄筋コンクリート造 2 階建	約 1,000 m ²
外構	高学年運動場、低学年運動場、テニスコート、駐車場、緑地等 (附帯設備: 防球ネット・フェンス・遊具・砂場その他)	高学年運動場 約 8,800 m ² 低学年運動場 約 4,200 m ² テニスコート 約 1,300 m ²

3. 土地に関する事項

大阪府は、PFI 事業者に対して、建設工事着手から建設工事完了までの間、本事業に供する土地を無償で使用させる。

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、大阪府及び箕面市とPFI事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議の方法や解決の手順等については、事業契約に定める。

契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

1. PFI事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

PFI事業者の提供するサービスが事業契約に定める府の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定めるPFI事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、大阪府及び箕面市はPFI事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出及び実施を求めることができる。PFI事業者が当該期間内に是正することができなかつたときは、大阪府及び箕面市は事業契約を解除することができる。

PFI事業者が倒産し、又はPFI事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、大阪府及び箕面市は事業契約を解除することができる。

契約解除に際しての措置については、事業契約書で規定する。

2. 大阪府又は箕面市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

大阪府又は箕面市の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合は、PFI事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

契約解除に際しての措置については、事業契約書で規定する。

3. いずれの責めにも帰さない事由により、事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、大阪府又は箕面市及びPFI事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合は、大阪府、箕面市及びPFI事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

4. 金融機関(融資団)と大阪府及び箕面市との協議

事業の継続性を確保する目的で、大阪府及び箕面市は、PFI事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関(融資団)と協議を行い、当該融資機関(融資団)と直接協定を締結することがある。

・法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1. 国庫補助金

事業契約締結後、国庫補助金が交付される場合には、これを大阪府がPFI事業者に支払う代金の一部に充当する。ただし、国庫補助金の申請が契約締結後となるため、補助対象事業の精査等によって見込額が変更となる場合も考えられるが、これにより生じる資金調達に係るリスク分担等の詳細については、入札説明書等で提示するものとする。

2. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、PFI事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用される可能性がある場合には、大阪府、箕面市とPFI事業者で協議を行う。

3. 財政上及び金融上の支援に関する事項

特に無い。ただし本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子貸付、低利子融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、大阪府は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせることとする。

4. その他の支援に関する事項

大阪府及び箕面市は、PFI事業者が本事業を実施するに当たって必要となる許認可等に関して、必要な協力を行う。

・その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

大阪府は、債務負担行為の設定に関する議案を、平成 17 年 3 月大阪府議会定例会に提出し、議決されたところであるが、平成 18 年 3 月大阪府議会定例会に再度提出予定である。また、事業契約に関する議案を平成 18 年 9 月大阪府議会定例会に提出予定である。

箕面市は、債務負担行為の設定に関する議案を、平成 17 年 12 月箕面市議会、平成 18 年 3 月箕面市議会(再度提出)に提出予定である。また、事業契約に関する議案を平成 18 年 9 月箕面市議会に提出予定である。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、ホームページなどを通じて行う。

ホームページアドレス 大阪府：<http://www.pref.osaka.jp/minoh/index.html>

箕面市：<http://www2.city.minoh.osaka.jp/EDUPOLICY/home.html>

3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

4. 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札にかかる費用は、全て入札参加者の負担とする。

5. 実施方針等に関する問い合わせ先

大阪府箕面整備事務所 事業調整グループ(担当者:黒川、宮脇)

〒562-0001 大阪府箕面市箕面2-12-28

電話:072-722-9997

FAX:072-722-0004

電子メールアドレス:minojimusho@sbox.pref.osaka.lg.jp

本実施方針における用語の定義

入札説明書等	入札公告時に入札への参加を希望する者に配布する書類。要求水準書、落札者決定基準、事業契約書(案)、基本協定書(案)、様式集及び記載要綱等から構成される書類一式。
要求水準書	本事業において、大阪府及び箕面市が求める業務の範囲、内容及び水準等の条件を記載した書類。図面等の参考資料を含む。
直接協定	PFI事業者に融資する金融機関等が、大阪府及び箕面市との間で直接締結する協定。PFI事業者による本事業の継続が困難となった場合に、当該金融機関等が一定の介入を行うことを可能とする等の事項を定める。
PFI事業者	本事業を実施することのみを目的として、落札者により設立された商法上の株式会社。
入札参加者	入札行為を行う民間事業者。このうち、単独で入札する企業を「入札参加企業」といい、複数の企業で構成されるグループで入札する企業グループを「入札参加グループ」という。
落札者	審査委員会により提示された審査結果をもとに、PFI事業者を設立する母体として大阪府及び箕面市が決定した入札参加者。
協力企業	入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者であり、PFI事業者には出資せず、PFI事業者から建設、維持管理等に関連する業務を直接委託等により実施する予定の企業。